

京都市告示第 165 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 22 年 10 月 18 日付けで認可した松下町西部町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成 9 年 1 月 8 日付けで認可した中部越後屋敷町自治会の代表者変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 25 年 6 月 10 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
松下町西部町内会	京都市中京区聚楽廻松下町 2 番地 4	京都市中京区聚楽廻松下町 3 番地 2

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
松下町西部町内会	畑田 幸男	竹松 秀昭
中部越後屋敷町自治会	後藤 治男	中路 千津子

3 代表者の住所

	変更前	変更後
松下町西部町内会	京都市中京区聚楽廻松下町 2 番地 4	京都市中京区聚楽廻松下町 3 番地 2
中部越後屋敷町自治会	京都市伏見区深草越後屋敷町 6 8 番地の 2 2	京都市伏見区深草越後屋敷町 6 5 番地の 1 6

(文化市民局地域自治推進室)